◎厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準(平成二十年厚生労働省告示第百二十九号) (抄)

五十一~六十一 (略)	五十 削除三十二~四十九 (略)		三十一 削除 一	働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労	改正案
五十一~六十一(略) 転移していないものに限る。) なり、 (長径が七センチメートル以下であって、リンパ節転移及ひ遠隔		されたものであって、従来の治療法ではその治療に係る効果が認めた後の難治性の良性食道狭窄(内視鏡による検査の所見で悪性ではに対する生分解性ステント留置術(食道がんの根治的治療がなされ	三十一 食道がんの根治的治療がなされた後の難治性の良性食道狭窄一〜三十 (略)	働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労	現